

知事の権限の一部を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第49号

知事の権限の一部を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則

知事の権限の一部を保健所長に委任する規則（昭和48年静岡県規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第9条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定に基づき、次の表の中欄に掲げる法令の区分ごとに同表の右欄に掲げる事務（同表15の項から16の項までに掲げる事務にあつては、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。）を保健所長に委任する。</p>			<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第9条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定に基づき、次の表の中欄に掲げる法令の区分ごとに同表の右欄に掲げる事務（同表15の項から16の項までに掲げる事務にあつては、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。）を保健所長に委任する。</p>		
<p>(略)</p>			<p>(略)</p>		
15	(略)	(1)～(6) (略) (7) <u>第14条第1項又は第9項</u> の規定による承認（薬局製造販売医薬品の製造販売に係るものに限る。）に関する事務 (8) <u>第14条第10項</u> の規定による届出（薬局製造販売医薬品の製造販売に係るものに限る。）の受付 (9)～(21) (略) (22) 第69条第4項の規定による報告の徴収、立入検査、質問及び収去 (23) <u>第70条第1項又は第2項</u> の規定による措置の命	15	(略)	(1)～(6) (略) (7) <u>第14条第1項又は第13項</u> の規定による承認（薬局製造販売医薬品の製造販売に係るものに限る。）に関する事務 (8) <u>第14条第14項</u> の規定による届出（薬局製造販売医薬品の製造販売に係るものに限る。）の受付 (9)～(21) (略) (22) <u>第69条第4項又は第5項</u> の規定による報告の徴収、立入検査、質問及び収去 (23) <u>第70条第1項又は第3項</u> の規定による措置の命

<p>令及び廃棄、回収その他の必要な処分（薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業、薬局、医薬品の販売業（配置販売業を除く。）並びに医療機器の販売業及び貸与業に係るものに限る。）</p> <p>(24)～(34) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>令及び廃棄、回収その他の必要な処分（薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業、薬局、医薬品の販売業（配置販売業を除く。）並びに医療機器の販売業及び貸与業に係るものに限る。）</p> <p>(24)～(34) (略)</p> <p>(略)</p>
<p>2 地域保健法第9条及び地方自治法第153条第2項の規定に基づき、次に掲げる事務を保健所長に委任する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>薬事法第76条の規定による通知及び弁明等の機会の付与（前項の表15の項の(1)、(4)、(5)、(11)及び(16)に掲げる許可の更新に係るものに限る。）に関する事務</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(権限の留保)</p> <p>第2条 知事は、前条第1項の表15の項(18)から(20)まで及び(31)並びに同表18の項(5)及び(6)に掲げる事務について、特に必要があると認めるときは、同条第1項の規定にかかわらず、自らこれを行うことができる。</p>	<p>2 地域保健法第9条及び地方自治法第153条第2項の規定に基づき、次に掲げる事務を保健所長に委任する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第76条の規定による通知及び弁明等の機会の付与（前項の表15の項の(1)、(5)、(6)、(12)及び(17)に掲げる許可の更新に係るものに限る。）に関する事務</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(権限の留保)</p> <p>第2条 知事は、前条第1項の表15の項(21)から(23)まで及び(34)並びに同表18の項(5)に掲げる事務について、特に必要があると認めるときは、同条第1項の規定にかかわらず、自らこれを行うことができる。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の施行の日（令和2年9月1日）から施行する。ただし、第1条第2項第4号及び第2条の改正は、公布の日から施行する。